

令和 4年 第2回臨時会

# 西川町議会会議録

令和4年 5月11日 開会

令和4年 5月11日 閉会

西川町議会

## 令和4年西川町議会第2回臨時会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○幹部職員の紹介	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議席の一部変更	4
○議席の指定	4
○自己紹介	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○議会諸報告	5
○町長あいさつ	8
○常任委員会委員の選任	11
○議案の上程	11
○提案理由の説明	12
○議案の審議・採決	13
○閉議・閉会の宣告	28
○署名議員	29

## 令和4年西川町議会第2回臨時会

### 議事日程(第1号)

令和4年 5月11日(水) 午前9時30分開会・開議

日程第 1 議席の一部変更について

日程第 2 議席の指定について

日程第 3 自己紹介

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定

日程第 6 議会諸報告

日程第 7 町長あいさつ

日程第 8 常任委員会委員の選任について

日程第 9 議案の上程

承認第 2号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について

承認第 3号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

承認第 4号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議第 29号 財産(町営住宅建築工事用木材)の購入について

日程第 10 提案理由の説明

承認第 2号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について

承認第 3号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

承認第 4号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議第 29号 財産(町営住宅建築工事用木材)の購入について

日程第 11 議案の審議・採決

日程第 12 報告第 1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

(閉会)

出席議員（10名）

1番	後藤一夫議員	2番	荒木俊夫議員
3番	佐藤仁議員	4番	佐藤光康議員
5番	菅野邦比克議員	6番	大泉奈美議員
7番	佐藤耕二議員	8番	佐藤幸吉議員
9番	伊藤哲治議員	10番	古澤俊一議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	教育長	前田雅孝君
総務課長	佐藤俊彦君	政策推進課長	荒木真也君
会計管理者 兼 出納室長	土田伸君	健康福祉課長	佐藤尚史君
町民税務課長			
産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦君	商工観光課長	土田浩行君
建設水道課長	眞壁正弘君	病院事務長	飯野勇君
学校教育課長	安達晴美君	生涯学習課長	奥山純二君
監査委員	高橋將君		

事務局職員出席者

議会事務局長	松田一弘君	議事係長	鬼越晃一君
書記	柴田歆那君		

### ◎幹部職員の紹介

○古澤議長 おはようございます。

会議に先立ち、4月1日付け人事異動による幹部職員の紹介をご紹介願います。

佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 おはようございます。幹部職員全員を紹介いたします。

向かって右側2列目からです。政策推進課長 荒木真也です。建設水道課長 眞壁正弘です。3列目、健康福祉課長 佐藤尚史です。

左側です。1列目、会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田伸です。2列目です。産業振興課長兼農業委員会事務局長 工藤信彦です。商工観光課長 土田浩行です。町立病院事務長 飯野勇です。3列目です。生涯学習課長 奥山純二です。学校教育課長 安達晴美です。議会事務局長 松田一弘です。私、総務課長 佐藤俊彦です。

以上のとおりでありますので、よろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上であります。

---

[開会時刻 午前 9時30分]

○古澤議長 改めまして、おはようございます。

### ◎開会の宣告

○古澤議長 ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより令和4年西川町議会第2回臨時会を開会します。

### ◎開議の宣告

○古澤議長 ただちに、本日の会議を開きます。

---

### ◎議席の一部変更

○古澤議長 日程第1、議席の一部変更を行います。

4月17日に執行された西川町議会議員補欠選挙において、新たに当選されました後藤一夫議員の議席に関連し、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

荒木俊夫議員の議席を2番に、佐藤仁議員の議席を3番に、佐藤光康議員の議席を4番に、菅野邦比克議員の議席を5番に、大泉奈美議員の議席を6番に、それぞれ変更します。

荒木俊夫議員、佐藤仁議員、佐藤光康議員、菅野邦比克議員、大泉奈美議員、ただいま指定したとおり移動願います。

---

### ◎議席の指定

○古澤議長 日程第2、後藤一夫議員の議席の指定を行います。

会議規則第3条第2項の規定により、後藤一夫議員の議席を1番に指定します。

後藤一夫議員、ただいま指定したとおり移動願います。

---

### ◎自己紹介

○古澤議長 日程第3、後藤一夫議員から、自己紹介を願います。

○1番（後藤一夫議員） おはようございます。

この度、初当選させていただきました、海味の後藤一夫です。

精一杯頑張りたいと考えておりますので、皆さま方のご指導をよろしくお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○古澤議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、3番 佐藤仁議員、4番 佐藤光康議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○古澤議長 日程第 5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日 1 日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定しました。

---

### ◎議会諸報告

○古澤議長 日程第 6、議会諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

議会だよりの発行について報告いたします。

4 月 13 日、西川町議会だより第 120 号を発行いたしております。西川町議会だよりは、年 4 回、定例会終了後に発行しており、第 120 号は、令和 4 年度予算を中心に令和 4 年第 1 回定例会について掲載するほか、町民インタビューのコーナーを設けるなど、今後とも町民の皆さまから親しまれ、議会を身近に感じていただける紙面構成に努めてまいり所存であります。

4 月 24 日、令和 4 年度西川町春季消防演習においては、議員全員のご案内をいただき、3 年振りに拝見する本町消防団の皆さまの勇姿、そして発足から 8 年目を迎え、第一分団に配属された女性部団員の皆さまの華麗な演習の姿に大変感銘を受けるとともに一層信頼を厚くしたところであります。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

3 番 佐藤仁議員。

〔佐藤仁議員 登壇〕

○3 番（佐藤仁議員） おはようございます。

私から、西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。3月24日に開催されました、令和4年第1回定例会の報告をいたします。

議第1号では、令和3年度西村山広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）について、既定の歳入歳出の総額から1,046万円をそれぞれ減額し、予算総額を15億394万6,000円とする予算を賛成多数で決定いたしました。補正は、時間外手当の実績及び山形県人事委員会勧告に伴う給与改定による人件費の精査によるものです。

議第2号では、令和3年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出の総額から93万6,000円をそれぞれ減額し、予算総額を10億5,469万4,000円とする予算を賛成多数で決定いたしました。補正は、山形県人事委員会勧告に伴う給与改定による人件費の精査によるものです。

議第3号では、令和4年度西村山広域行政事務組合一般会計予算について、歳入歳出15億8,720万2,000円とする予算を賛成多数で決定いたしました。計画的な業務の執行と健全財政の堅持を念頭に事務事業の遂行にあたることとし、前年度当初予算と比較して6,383万3,000円の増額となるものです。

議第4号では、令和4年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計予算について、歳入歳出10億2,637万5,000円とする予算を賛成多数で決定いたしました。廃棄物処理施設インフラ長寿命化計画に基づく施設修繕や業務委託などを計画し、前年度当初予算と比較して8,205万6,000円の減額となるものです。

議第5号では、西村山広域行政事務組合行政不服審査会条例の廃止について、関係法令に規定する事務を山形県に委託するため、条例を廃止することについて賛成多数で決定いたしました。

議第6号では、西村山広域行政事務組合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について、賛成多数で決定いたしました。

議第7号では、西村山広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、不妊治療に係る通院等を特別休暇に加えるため、条例の一部を改正することについて賛成多数で決定いたしました。

議第8号では、西村山広域行政事務組合特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理

する事務を山形県に委託するため、条例の一部を改正することについて賛成多数で決定いたしました。

議第 9 号では、西村山広域行政事務組合特別会計条例の一部改正について、交通災害共済事業を廃止することに伴い、条例の一部を改正することについて賛成多数で決定いたしました。

議第 10 号では、西村山広域行政事務組合交通災害共済特別会計基金条例の一部改正について、交通災害共済事業を廃止することに伴い、条例の一部を改正することについて賛成多数で決定いたしました。

議第 11 号では、西村山広域行政事務組合交通災害共済条例の廃止について、交通災害共済事業を廃止することに伴い、条例を廃止することについて賛成多数で決定いたしました。

議第 12 号では、西村山広域行政事務組合と寒河江市、大江町、朝日町、西川町との事務委託に関する規約の一部変更について、交通災害共済事業を廃止することに伴い、規約の一部を変更することについて賛成多数で決定いたしました。

議第 13 号では、西村山広域行政事務組合と河北町との事務委託に関する規約の廃止について、交通災害共済事業を廃止することに伴い、規約を廃止することについて賛成多数で決定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

**○古澤議長** ここで、議会を代表し、菅野大志町長に対するお祝いと歓迎のあいさつを申し上げます。

このたび、初当選を果たされ、菅野町政一期目となりましたことに、心からお祝いを申し上げます。

これまで歴代の町長が心血を注いで今日の西川町を築いてこられました。現在、第 6 次西川町総合計画の後期計画に取り組んでおります。全国的な傾向ではありますが、本町も少子高齢化が急速に進み、人口減少に歯止めがかからない状況の中、諸課題を抱えております。今後、自治体として存続していくためには、町民との対話を大切にしながら、菅野町長の強いリーダーシップを持って、各施策を推し進め、西川町がさらに発展することを願っております。

議会といたしましても、菅野町長の政治姿勢と強い決意に大いに期待するとともに、よ

り一層尽力していくことをお約束申し上げ、菅野町長一期目の就任をお祝いし、歓迎のあいさつといたします。

以上で議会諸報告は終わりました。

---

### ◎町長のあいさつ

○古澤議長 日程第7、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 皆さま、おはようございます。

ただ今、古澤議長からお祝いと歓迎のお言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。

この度、令和4年第2回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、お礼を申し上げます。

臨時会を開催するにあたり、一言、ごあいさつを申し上げます。

この度の町長選挙におきまして、多くの町民の皆さまのご支援により当選させていただきました。選挙中にお寄せいただきました、数々のご厚意に改めて深く感謝申し上げます。

私は、選挙戦を通じまして、「西川町の生き残りはこの10年にかかっている」と繰り返し申し上げてきました。町長就任後、2週間間に各課の説明を受けまして、地域の課題や役場の職員が、これまで培ってきた、また温めてきた実施したい事業なども把握してまいりました。

まずは、5月に控える地方創生関係の推進交付金の申請に向けて取り組んでまいります。できるだけ町の財源を使わずに、国の財源を使って事業を進めるよう、進めてまいります。

さて、この度は、私の5つの心構えにつきまして、申し上げたいと思います。

1点目です。町民の皆さまとの対話を進めてまいります。早速、今月末から町民の皆さまとの対話、第1回は、最も要望が多かった公園の整備について対話をしてまいります。その後も様々なテーマで対話を進めてまいります。

2点目でございます。選挙で選ばれた者として、しっかり町民、また議員の皆さまと向き合います。町民の皆さまとの対話を積極的に行っていきますので、議員の皆さまが開催

する集まり、私が伺ってもよろしいものがございましたら、お声掛けいただきたく存じます。

また議員の皆さまにおかれては、日常から町民の方と対話をされ、町に政策提言をいただき、大変ありがたく感じております。私は、議員の皆さまからいただくご意見やご提言については、真摯に承り、対応をしております。

この流れの前提に立ちますと、議員の皆さまにおかれましても選挙で選ばれた者として、私も含めてその責任を自覚し、町民の皆さまに正しい情報、正しい情報を伝えていただき、意見集約に進めていただければと考えております。

ぜひ議員の皆さまと町民の皆さまの意見をまとめたいただいた提案など、積極的に議員の皆さまと対話し、町民の生活向上のために協働していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

3点目でございます。第7次総合計画の策定準備を丁寧に進めてまいります。

小川前町長は、「新しい町長の手で、第7次総合計画をつくってほしい」と勇退されました。この計画は、町民の皆さまの幸せをつくる計画でございます。しかし、現状、町民の皆さまがこの計画に関して理解が深まっているとは言えないと思っております。

私は、この1年をかけて、丁寧に町民の皆さま、そして議員の皆さまと対話を重ねて、西川の未来、生き残りをかけた本計画を策定してまいります。

4点目でございます。政策作りは、対話を基軸として官民連携、町外の力をも使った計画事業にして、財源の確保をしっかりと上で政策作りを進めてまいります。頑張ってもなかなか実現できない方々、地域に対して、私はしっかりサポートしていきたいと考えております。西川町は、無駄遣いはできません。「たぶん必要だろう。必要だと思う。」という政策ではなくて、実際にお困りの方が使い勝手の良い政策を早く作っていただきたいと考えております。私は、町民の皆さまと共に、一緒に参加・協働できるような事業づくりを進めてまいりたいと考えております。

今後、国等の補助金を獲得して予算・事業も増やしてまいります。町と密接な関係のある月山朝日観光協会や西川町総合開発株式会社、株式会社米月山は、雇用拡大の面だけでなく、機動的な事業の実施など地域商社としての機能を担う、重要な企業体になります。これらの会社の他、民間の事業者の皆さん、また西川町民を応援してくれる町外の方々と積極的に連携してまいります。

5点目でございます。「選択と集中」して事業を行い、それを「継続と展開」してまいります。財政規模の小さい西川町において重要なことは、「選択と集中」「継続と展開」です。

例えば、水の文化館や廃校施設など、継続的に維持費用がかかっている問題を先送りするなど、中途半端な事業を実施するほどの余裕がないと考えております。

今後は、対話を通じまして、町の情報発信、高齢者の足の確保、デジタルを活用した福祉対策・コロナ対策としての観光・商工振興対策・雇用創出、また農林業の人員確保、子育て支援、最後に地域や町民のやりたいことを実現する、そういった施策に集中して実施してまいりたいと考えております。

そのためには、しっかりと対話を重ね、西川ファン、関係人口ですね、などの外の力も活用しながら、5年で「稼ぐ・稼ぎ続けるまちづくり」の基礎を固め、「安心・安全なまちづくり」へとシフトとしていきたいと考えております。その結果、10年後には、15歳以上65歳以下の人口いわゆる生産年齢人口が増加に転じる町にしていきたいと考えております。

本日は、まずもって私の心構えをお伝えさせていただきました。今後の具体的な政策・事業に関しましては、6月の定例会においてご説明させていただきます。私が掲げた公約を確実に実施するために、町民の皆さまと向き合いながら事業をつくり上げたいと考えております。

繰り返しになりますが、この町を元気な活力のある町にするためには、町民の皆さまとの対話を通じた課題の把握、事業実施にあたっては、「選択と集中」、「継続と展開」をモットーに、町政を担ってまいります。

引き続き、議員の皆さまのご指導や、ご鞭撻をお願い申し上げます。

就任にあたりまして、あいさつとさせていただきます。

続きまして、新型コロナワクチンの接種状況についてご報告申し上げます。

令和3年度には3月18日で接種をいったん終了したところでございます。3回目の接種を希望している方、3,489名のうち73.34%にあたる2,559名への接種を終えております。

続きまして、令和4年度につきましては、4月11日から再開したところでございます。まず5歳から11歳までの小児接種につきましては、4月11日から5日間にわたり第1回の接種を行い、2回目の接種を5月9日から13日まで実施しているところでございます。また、18歳以上の方への3回目の接種につきましては、4月18日から再開し、5月16日

をもって概ね終了する予定となっております。

その後の対応であります。国の方針に基づき 12 歳から 17 歳までの 3 回目の接種を行うこととしまして、4 月中に希望調査を行いました。その結果、該当者 203 名のうち 196 名の方が接種希望と回答されました。5 月 23 日から接種開始を予定しております。こちらの接種につきましては、5 月 27 日をもって概ね終了する予定となっております。なお、現段階では 9 月末まで希望者に対してワクチン接種を行えるよう体制を維持し、未接種の方から申し込みがありましたら、受け付けることとしております。

以上をもちまして、臨時会のあいさつとさせていただきます。

○古澤議長 以上で町長あいさつは終わりました。

---

#### ◎常任委員会委員の選任

○古澤議長 日程第 8、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

欠員が生じている産業建設常任委員会委員、及び広報公聴常任委員会委員に、後藤一夫議員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまの指名のとおり、選任することに決定しました。

ここで、念のため申し上げます。ただいま選任されました常任委員会委員の任期は、本日からとなります。

---

#### ◎議案の上程

○古澤議長 日程第 9、議案の上程を行います。

承認第 2 号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について、承認第 3 号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

の専決処分の承認について、承認第 4 号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、議第 29 号 財産（町営住宅建築工事用木材）の購入について。

以上、4 議案を一括上程します。

---

### ◎提案理由の説明

○古澤議長 日程第 10、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

承認第 2 号につきましては、西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について、でございます。西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認するため提案するものでございます。

承認第 3 号につきましては、西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、でございます。西川町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため提案するものでございます。

承認第 4 号につきましては、西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、でございます。西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため提案するものでございます。

議第 29 号につきましては、財産（町営住宅建築工事用木材）の購入について、でございます。町営住宅（2LDK1 棟 6 戸及び 1LDK1 棟 6 戸）の建築工事に使用する西川町産西山杉材等を購入するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議いただきまして、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

◎議案の審議・採決

○古澤議長 日程第 11、議案の審議・採決を行います。

なお、議案書が事前に配布されている件につきましては、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

承認第 2 号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について、を議題とします。担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔土田伸町民税務課長 登壇〕

○土田町民税務課長 承認第 2 号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。この度の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、改正を行うものであります。本改正条文は、3 条での改正となっております。

それでは新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の 1 ページ及び 2 ページをご覧ください。

改正条例第 1 条につきまして、ご説明申し上げます。第 9 条の納税証明書の交付手数料の規定であります。地方税法第 382 条の 4 の規定により、証明書に住所に代わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを行使しなければならないこととする同法の改正に伴う改正であります。

第 18 条所得割の課税標準の規定中、第 4 項で上場株式等に係る特定配当などについて、第 6 項で特定株式等譲渡所得について、それぞれ確定申告の記載によって、総合課税または分離課税を適用する規定の整備であります。

第 25 条の 2 は、配当割課税または株式譲渡所得割額の控除について、前条同様に、確定申告書の記載によって適用する規定の整備であります。

同条第 2 項は、前項の控除額が所得割額から控除できなかった金額の控除の規定であります。確定申告書に係る年度区分の明確化を図るための規定の整備であります。

3 ページをご覧ください。第 28 条町民税の申告につきましては、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備であります。

4 ページをご覧ください。第 29 条第 2 項及び第 3 項は、確定申告書に係る規定の整備であります。

第 29 条 2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定であります。表題の整備を行うと共に、納税義務者及び扶養となる配偶者の所得要件などの規定を追加するものであります。

5 ページをご覧ください。第 29 条の 3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定につきましては、前条同様に納税義務者及び退職手当等の所得を有する特定配偶者の要件を追加するものであります。

6 ページをご覧ください。第 40 条法人の町民税の申告納付及び第 43 条の 7、特別徴収額の納入の義務等につきましては、法改正に伴い、既定の整備を図るものであります。

7 ページをご覧ください。第 59 条の 2、固定資産税課税台帳の閲覧の手数料及び第 59 条の 3、固定資産税課税台帳の証明書の交付手数料につきましては、地方税法第 382 条の 2、及び同法第 382 条の 4 の規定により、固定資産税課税台帳の閲覧または記載事項証明書を交付する場合に、記載されている住所が明らかにされることにより、人の生命、または身体に危害を及ぼす恐れがあると認められる場合、閲覧または証明書を交付することが適当でないと認められる場合に、住所の削除、または住所に代わるものの記載など、必要な措置を講ずることができることの明確化を図るものであります。

附則第 4 条の 3 の 2 につきましては、住宅借入金等特別税額控除適用期間を、令和 15 年度までを令和 22 年度までに延長するものであります。

8 ページをご覧ください。第 7 条の 3 につきましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額の特例の拡充に伴う改正であります。

9 ページをご覧ください。第 9 条は、令和 4 年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を 2.5%とするものであります。

第 13 条の 3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例の規定であります。申告分離課税について、所得税の適用がある場合に限り、適用する規定の整備であります。

10 ページをご覧ください。第 14 条の 2、優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合

の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、第 3 項及び第 17 条先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、引用条項の削除などに伴う規定の整備であります。

11 ページをご覧ください。第 17 条の 2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得等の非課税等に関する法律第 8 条に基づく確定申告の申告方式の選択の規定などを追加するものであります。

14 ページをご覧ください。第 17 条の 3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定であります。租税条例等の実施に伴う所得税法、法人税法、及び地方税法の特例等に関する法律第 3 条の 2 の 2、第 13 項及び第 15 項の規定に基づき、確定申告など、申告方式の選択を規定するものであります。

18 ページをご覧ください。第 21 条新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入等特別税額控除の特例につきましては、附則第 4 条の 3 の 2 の改正に伴い、本規則を削り、適用期限を令和 20 年度分の個人の町民税及び居住年を令和 7 年度まで延長する、などにつきまして、規定の整備を図るものであります。

次に、第 2 条についてご説明申し上げます。19 ページをご覧ください。

第 17 条の 2、特例適用利子及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例第 4 項の規定であります。租税条例等実施特別法第 3 条の 2 の 2、第 12 項に規定する条約適用配当等の課税の特例について、確定申告書に記載があるときに限り適用する規定の整備であります。

第 17 条の 3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例第 4 項では、条約適用配当等の課税の特例について、確定申告書に記載があるときに限り適用する規定の整備であります。

次に、第 3 条についてご説明申し上げます。第 29 条の 3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定であります。一定の配偶者及び退職手当を有する 16 歳を超える扶養親族を有する者について、扶養親族申告書の提出を追加するものであります。

附則第 2 条、町民税に関する経過措置の規定であります。新条例第 14 条の 2、第 2 項、均等割の課税第 29 条の 3、第 1 項、特定配偶者及び附則第 2 条の 4、第 1 項、配当控除の

規定の適用を令和 6 年度以降の年度分の個人の町民税とし、令和 5 年度分までの個人の町民税については従前の例とする規定の整備であります。

改正条例の附則をご覧ください。附則第 1 条は、各号に掲げる各改正規定の施行日を、附則第 2 条は納税証明書に関する経過措置を、附則第 3 条は町民税に関する経過措置を、附則第 4 条は固定資産税に関する経過措置を規定するものであります。

以上のとおりであります。地方税法等の一部を改正する法律等が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日施行とされたことから、令和 4 年 3 月 31 日付けで専決処分をさせていただいたものでございますので、ご理解をいただき、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

承認第 2 号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第 3 号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔土田伸町民税務課長 登壇〕

○土田伸町民税務課長 承認第 3 号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。この度の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、改正を行うものであります。

この度の改正の概要につきましては、課税限度額の引き上げ、更には外国居住者等の特例適用利子等及び特例適用配当等への課税の特例などの改正となっているものであります。

それでは新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の 22 ページをご覧ください。

い。

第3条第2項は、国民健康保険税の国民健康保険特別会計で負担する国民健康保険事業納付金の内、山形県国民健康保険特別会計で負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金を除く医療保険分に係る所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合算額の課税限度額を中低所得者への負担の軽減を図るため、63万円から65万円に引き上げるものであります。

同条第3項は、同様に後期高齢者医療制度の運営に充てられる後期高齢者支援金分の課税限度額を19万円から20万円に引き上げるものであります。

第11条は、同様に、所得に応じて行われる国民健康保険税の減額後の医療保険分の課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者等支援金分を19万円から20万円に引き上げるものであります。

23ページをご覧ください。附則第5項は公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定中、第11条を第11条第1項に、同条中を同項中に、引用している条文の規定の整備を行うものであります。

附則第13項は、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例に係る規定であります。国民健康保険に加入する被保険者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する、外国の法令に基づき、国内居住者または国内法人が構成員となって、外国で設立された団体の外国での特定事業所得の利子など、特例適用利子等について、第4条の医療保険分、第7条の後期高齢者支援金分、第9条介護保険分、第11条国民健康保険税の減額、それぞれの所得割額の算定における課税対象所得及び山林所得金額からの控除額についての規定の整備を図るものであります。

24ページをご覧ください。附則第14項は、同様に租税条約の規定による租税条約の相手国等において、住民税の納税義務者が支払いを受ける配当の内、相手国の法令に基づき、所得として取り扱われる特定事業所得の配当など、特例適用配当等について、規定するものであります。

附則第15項は、ただ今説明申し上げました、同条第13項及び第14項の新設に伴い、第13項から第15項を、第15項から第17項に繰り下げるものであります。

以上のとおりであります。改正条例の附則をご覧ください。

附則第1項は、本条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

附則第2項は、改正後の西川町国民健康保険税条例の規定を、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとするものであります。

以上、地方税法等関係法令の改正が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、令和4年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでありますので、ご理解をいただき、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第3号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第4号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

[佐藤尚史健康福祉課長 登壇]

○佐藤健康福祉課長 承認第4号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認につきまして補足説明を申し上げます。

現行の西川町介護保険条例では、第3条で保険料の額を定め、附則第6条から第9条までは保険料の軽減について定めているものであります。この軽減は、低所得者の保険料軽減強化を目的とし、現行の条例における最近の改正としては、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに伴う減額賦課を開始し、令和2年度からは完全実施となっております。

この減額賦課について、令和4年度及び5年度も継続することを規定するための改正となります。

それでは新旧対照表の25ページをご覧ください。

附則第9条において令和3年度の減額賦課に係る保険料の額を定めておりますが、これ

を令和3年度からの第8期介護保険事業計画の計画年度に合わせ、本文中、令和3年度を令和3年度から令和5年度へと改めるものであります。

保険料の額は、現行から変わらず、国の標準である9段階の所得区分の内、第1号は低所得層である第1段階の保険料について、本来定めた年額の保険料3万円を1万8,000円に軽減するものであります。

同様に第2号は第2段階の保険料について、4万5,000円を3万円に、第3号は第3段階の保険料について、4万5,000円を4万2,000円に軽減するものであります。

以上のとおりでありますので、ご理解の上、ご承認下さいますようよろしくお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第4号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議第29号 財産（町営住宅建築工事用木材）の購入について、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔眞壁正弘建設水道課長 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第29号 財産（町営住宅建築工事用木材）の購入について、補足説明を申し上げます。

本事業につきましては、町営住宅建築に使用する木材の内、杉材使用部分等について西川町産西山杉の製品を町が建築工事請負業者に材料を支給するために購入するものであります。

令和4年4月18日に西川町大字海味475-8、西川町製材協同組合、理事長 佐藤安広と見積もり合わせを行った結果、1,394万円で落札いたしましたので、消費税込み1,533万4,000円で契約を締結しようとするものであります。

指名業者、予定価格等については配布いたしました資料に記載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。設計金額は、消費税抜き 1,741 万 4,000 円、予定価格 1,741 万 4,000 円となっております。購入内容につきましては、柱・桁・梁・母屋等に使用する西山杉材を 102.25 立方メートル、土台の外材 5.99 立方メートルを購入しようとするものであります。

以上のおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、荒木俊夫議員。

○2 番（荒木俊夫議員） 若干確認をさせていただきたいと思います。

1 つ目が、今回の町営住宅の建築、2LDK1 棟 6 戸と 1LDK1 棟ですか、これの工期、いつ造るのか。それが 1 点目。あと、その中で木材ってどの程度使用するのか。お分かりでしたら教えていただきたい。

2 点目ですけれども、購入資材名が一般用材西山杉等となっております。提案理由では、西川町産の西山材を使用するとなっておりますけれども、一般用材で、ここで契約のときに西川町産って書かなくて良かったのかどうか。西山杉等とあるんですけれども、他の木材、樹種がどの程度あるのか教えていただきたいというふうに思います。

3 点目については、今課長から説明ありましたけれども、この価格については税込だということで確認をさせていただきたい。1,500 万、契約料ですね。契約は税込で契約なると思います。入札は税抜きでやっていると思いますけれども。そこ確認をさせていただきたい。

4 番目については、今口頭でありましたけれども、これを見る限りにおいては、資料の中においても数量がはっきりしていなかったわけですね。今口頭でおっしゃいましたけれども。価格だけはあるけれども、物を買うときに量がないということは、どの程度なのかちょっと分からなかったの、もう一度お願いしたいというふうに思います。

あと、この契約の中において、木材の納期が分からないので、いつまでこれを納めていただくのか。もちろん入札、見積もり合わせをやっていらっしゃるの、条件として出していると思いますので、その点教えてまずいただきたい。

5点ですけれども、よろしく申し上げます。

○古澤議長 答弁は、眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 まず1点目の、工期であります。建築のほうの工期につきましては、金額的に高額になりますので、議会の承認を得なければならない、ということもありますので、6月の定例会でお諮りをしまして、12月中旬の完成を目指していきたいというふうに考えております。

あと、どの程度使うのか、ということではありますが、先ほど申しました数量でございます。金額的にも、1LDK、2LDKを合わせましての金額となっております。

あと、西山杉材の他ということではありますが、こちらのほうは土台のほうに耐久性の問題がありまして、どうしても西山杉材が使えないということで、米つがというものを、加工防腐処理を施したものを使うということで、先ほど申し上げました数量 5.99 立方メートルということでございます。

契約金額につきましては、税込の金額でございます。

数量は先ほど申し上げた柱・桁・梁・母屋等に使用する西山杉材が 102.25 立方メートル、土台の外材が 5.99 立方メートルでございます。

最後に納入期限につきましては、令和4年10月31日ということで、仮契約を結ばせていただいたところであります。

以上であります。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。

確認をしたいんですけども、この建物については木造づくりだということで確認をさせていただいてよろしいのかと思っておりますけれども、内部にかなり木材を、見えるように使うのかどうか、もう一度教えていただきたい。

ということと、建物そのものの工期についてはこれからだ、ということ、だいたい12月ぐらいを目指しているということでもあります。

木材の納期期限が10月31日ということで、西山材について、山から切り出して乾燥して、となるわけですけども、間に合うのかどうか。今契約なので、これから本契約になるわけですけども。数量的に工期に間に合うのかどうか。そこ確認させてください。

○古澤議長 答弁は、眞壁建設水道課長。

○**眞壁建設水道課長** 建物の内部でございますが、人が居住するところにつきましてはアパートに入居されてから退出されるまでに、当然現状に戻していただかなければなりませんので、その居住するところにつきましては、なるべく木材を使わずにしたいというふうに考えております。居住者の負担が増えるから、というふうな理由からであります。

あと内部につきましては、例えば玄関のところにつきましては、そんなに傷もつかないだろう、ということの判断から、西山杉材を見せていきたいな、というふうに考えているところでもあります。

あと工期のほうは当然間に合うということで見積もり合わせもしていただいておりますので、間に合うということでは今のところ思っているところでもあります。

以上であります。

○**古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。

○**2番（荒木俊夫議員）** 木材の納期ですけども、切られて、もう製材さんにあるのか、今から切るのか、ということで考えると、今から切っているのは間に合わないのかな、ということでご質問させていただいたところでありました。

あと西山杉、西山材ですね、西山杉、西川町の特産でもございます。できれば見えるところにたくさん使っていただいて、維持管理もあるかもしれませんが、ぬくもりのある住宅を作っていただきたい、ということで2点お願いをしたい。

○**古澤議長** 答弁は、眞壁建設水道課長。

○**眞壁建設水道課長** 杉材のほうは、切ってあるものがあるというふうに聞いております。

あと杉材を見せていく、見せ方につきましては、今回はなるべく居住された方が負担にならないようなことで考えておりましたが、玄関スペース、または棚などに杉材を使ったり、後は柱をなるべく人がぶつからないようなところを中心にらせていきたいな、というふうに考えているところでもあります。

今後も町営住宅のほうは計画がございますので、今回なるべく見せるように建築はいたしますが、今後の課題と言いますか、今後につきましてはさらに、できたものを見て検討して進めていきたいというふうに考えているところでもあります。

以上であります。

○**古澤議長** 他に、質疑ありませんか。

8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 今、荒木議員からありました内容も若干ダブるところがありますので、それも前提にしながらお話申し上げたいというふうに思います。

まず今回の提案につきましては、西山材の利用される、そういうことについては、今回の2LDK、あるいは1LDKの住宅に利用するというところで、大変いい提案であるなど、こんなふうに思っております。今説明ありました中では、柱とか、あるいは桁・梁などに使うということでもありますし、なかなか、こうPRに乏しいのかな、というふうに思っております。

今課長からありました、玄関などには使いたいと、いうふうなことおっしゃっておりますが、実は西山杉の、西川町の特産とする西山杉のPRからすれば、かなり乏しい内容になるのかなと、いうふうに思っております。いわゆる西山杉の利用促進を図るという目的からすれば、何かしらもっと工夫があるのかな、というふうに思っております。

実はパンフレットを見ますと、月山の銘木、西山杉の家というような題目でパンフレットが出されておりますが、この特徴を見ますと、西山杉の特徴は1番目に光沢がある、こういう波状がキレイだというようなこと、あるいは色彩が非常にいいというようなこと、それから構造材としての良さがあるというような、3点を強調されているわけですが、光沢であるとか、あるいは色彩について、この利用される方が「いいな」と、「ぜひ私も使ってみたい」というものに結びついていくのかどうか。その辺ですね、どういうふうに考えていらっしゃるのか、お尋ねしたい、というふうに思います。

○古澤議長 答弁は、眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただ今のご質問でございますが、まず西山杉の利用促進ということでありまして、光沢、あとは波状になっていると、あと色、構造材に適しているというような話しもございましたが、こちらにつきましては、例えば構造材でありますと、できたときに中に入ってしまったって見えないということもございますので、PRの仕方としましては、例えばできる前に、壁を貼る前に、例えば見学会を行うとか、そういったことを建築業者と相談いたしまして、何かできないか企画をしていけないか、ということを考えていきたいと思っております。

また、内部にいかに見せるか、ということも設計段階で、設計業者、または町のプロジェクト会議でも協議を行っておりますので、なるべく見えるようなところには使っていく、という設計にはなっておりますので、そちらのほうも内覧会、できた後の内覧会も通しま

して、西山杉の PR を関係機関と連携して進めていきたいと思っているところでございます。

以上であります。

○古澤議長 8 番、佐藤幸吉議員。

○8 番（佐藤幸吉議員） 内覧会等の効果と、今答弁ありましたけれども、これらについてはぜひ PR も含めて町内も皆さん、あるいは町外の皆さんも含めて内覧会に参加できるような PR の仕方をぜひ工夫していただきたいと、そんなふうに思います。

それから 1 つであります。実はパンフレットに掲げてある家の、1 棟全部西山杉で囲まれている家であったわけでありまして、それらを、そういうふうに 1 棟全部西山杉で固めていくと、いうようなことをするべきではないかな、というふうに思いますが、モデルハウスとしてですね、そういうことも含めて PR 等に努める必要があるのではないかと、いうふうに思いますが、その辺の考え方なり、あるいは計画があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○古澤議長 答弁は、工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長 ただ今の、町営住宅の関連で、月山銘木西山杉の家のパンフレットにつきまして、そういった家にすべきではないか、というご意見でございます。

まずそのパンフレットの設置の経過、作成の経過につきましては、産業振興課としまして、ただ今議員からありましたとおり、西山杉の PR をしっかりやっていきたい。更には西山杉の良さを活かした、西川町の大工さんの会を、匠の会というようなことで立ち上げさせていただいて、自ら自分たちが PR するひとつのモデルハウスとして、皆さんで検討させていただいて、提案させていただいたものでございます。

それを具体的に西川町の匠の会のほうに引き入れて、それでしっかりとした銘木の家の提供できる体制づくりをしていきたい、ということから始まったものでございまして、今回は町営住宅のほうでは、また構造材としてのものでございまして、西山杉としての住宅の PR 等につきましては、西山杉利活用推進協議会、森林組合、更には製材業組合、そしてただ今申し上げた匠の会、いわゆる大工さんの皆さんの会というようなことで、一体的に検討しながら、しっかりとしたそうした PR、更には住宅の提供を考えていきたいというふうに思っているところでございまして、今回の住宅等につきましては集合住宅というふうなことでございますので、その中でのものでございまして、我々産業振興課としてしっ

かりとした構造材を使っていたかというようなことについては、今回お願いは、全体的な西山杉利活用推進協議会の中で、体制で、しっかりとした提供体制を取ろうというようなことで、動いてはまいりましたが、今回の中ではまた若干方向性としてはちょっと違うのかな、というふうに思っているところをごさいます、西山杉の住宅の関連にしましてはそういった中で、その関係する皆さんの中で一体とした、川上・川中・川下のしっかりとしたサプライチェーンとした体制を取って、そういう提供の仕方をして、そしてその中での住宅提供というようなことを考えてまいりたい、というふうに思っておりますので、そういったところをご理解いただきながらよろしくお願ひしたいな、というふうに思っているところをごさいます。

以上をごさいます。

○古澤議長 他に、3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤仁議員） 確認も含めて質問いたします。

今回のやつは、町で買い取って、後々建設業者が6月の議会で承認なる、ということですが、請け負った業者に町が支給をする、材木を支給するというようなシステムになっているのか、まず確認をしたい。通常であれば、例えば電気設備なんかの別途工事ということになるわけですが、木材の納入業者も別途工事、ということではなくて、町で最初に買い取って、材料の支給をする、というような認識でいいのか。そこ1点確認をいたします。

それと、先ほど構造材というお話ありました。柱・梁・桁、まあザラ板関係が入るのか、入らないのか、ベニヤ使うのか分かりませんが、あと間柱関係も入っているのかどうか分かりませんが、一応構造材という、仕上げ材と分ければ構造材、今回町で買い取って支給するのか。そうしますと先ほど言いました、西山杉の化粧材ですよね、どの程度使うのか分かりませんが、それはどういうふうな契約内容になるのか。これから発注なる建設業者さんのほうに、そういう仕上げ材の材木が込みで契約なるのか。その辺の確認が1つあります。

あと、買い取るということは、増減が出てくると思うんですが、材料の増減。これでないことに越したことはないわけですが、一番仕事やっていて問題なのは、最終的な精算です。そうした場合の対処の方法をどのように考えているのかお聞きします。

○古澤議長 答弁は、眞壁建設水道課長。

○**眞壁建設水道課長** まず材料、購入したということで材料のほうは請け負った業者のほうに支給するというものでございます。

あと構造材、今回は構造材ということですが、あとは化粧材も一部、例えば窓台とか、窓まぐさとか、そういったものには当然入っております。今回の契約の中に入っていないものとしましては、下地材、貫とか、そういうものが入っていないというものでありまして、板材につきましては、今後予定しております建築工事のほうに含めさせていただきたいというようなことで考えております。こちらについては、施工する際の切断とかですね、そういうことを考えると、工事に含めたほうがいいのか、ということでの判断で、そのようにさせていただきたいというふうに考えております。

あと、材料の増減であります。こちらのほうは設計の段階で1本1本、数量をひろいまして、それを設計業者から町のほうに数量をあげていただいたということで、こちら間違いないか確認をさせていただきましたし、後、今後材料の検収検査ということでありますが、検査員と管理業者がしっかりと万全を期して検査をいたしてまいりまして、不足の木材などないように努めていきたいというふうなことで、していきたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

○**古澤議長** 3番、佐藤仁議員。

○**3番(佐藤仁議員)** もちろん増減あって、これ仕事やる上で増減ってつきものです、必ず。柱張りぐらいだったら見落とし、見落としがないっていうのはあるのかもしれませんが、人、機械がやることですので、それは今後どのように対処をするのかね。別途工事じゃなくて、買って支給をするということですので、町が責任者になるということになりますので、建築業者の矛先は町にしか向けられないわけですので、町で数量をチェックして買い取って、建設業者に支給するわけですから、その場合の対処の仕方っていうのをきちんと考えておかないと、トラブルになるかな。ならないに越したことはないです。

それと、あと今言ったように仕上げ材ですよ。板材を今どの程度使うのかっていうような話ですが、今いろいろ質問が出ました。それも必ず増減が出てくると思います。そうした場合の責任範囲をきちんとやっていただいて、トラブルのないように。

今回、来年もまた2棟あるわけですので、今回の経験を活かしてもらって来年はどうするのか、ということもあるんでしょうけども、そこら辺をよろしくお願ひしたい、という

ふうに思います。とにかく増減って、私も経験上、非常に、一番難儀するのは材木です。後での増減の精算で非常に苦勞する場合がありますので、それを今度は建築業者ではなくて、発注者である町がそういう対処をしなければならない、ということになりますので、ひと手間加わるわけですので、大変でしょうけどもそれはきちんとやっていただきたい、というふうに思います。

以上です。

○古澤議長 他、ございませんか。

[発言する者なし]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 29 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○古澤議長 日程第 12 報告第 1 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、を議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

[佐藤俊彦総務課長 登壇]

○佐藤総務課長 報告第 1 号、損害賠償の額の決定についての専決処分につきまして、ご報告を申し上げます。この報告につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について、専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告をいたすものであります。お手元の報告書をご覧いただきたいと存じます。

事故発生日時につきましては、令和 4 年 2 月 28 日、午前 9 時 30 分であります。

事故発生場所につきましては、西川町大字水沢 465 付近であります。

相手方につきましては、尾形誠一氏であります。

原因、状況等につきましては、町道水沢線において、ロータリ除雪車で飛ばした雪の塊が車庫の窓ガラスを割り、納車されていた車両に傷をつけたものであります。

事故の種類は物損、町の過失割合は 100 分の 100。損害賠償の額につきましては、22 万

3,124 円。これにつきましては、全額、保険金で補填したものであります。  
以上ご報告を申し上げます。以上であります。

---

◎閉議・閉会の宣告

○古澤議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、全て終了しました。  
会議を閉じ、令和4年西川町議会第2回臨時会を閉会します。  
ご苦勞様でした。

〔閉会時刻 午前11時00分〕

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員